

平成30年11月28日

議 案
(そ の 1)

11月定例会議

常 総 市

議案第30号

常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、平成30年8月10日に人事院から公務員給与の改定が勧告されたことを受け、当該人事院勧告に準拠して一般職に属する職員の給料の月額並びに期末手当及び勤勉手当の率を改正するため、これを提出する。

議案第31号

常総市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

常総市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、人事院勧告に基づく一般職に属する職員の給与改定に準じて、市長等特別職に支給する期末手当の率を改正するため、これを提出する。

議案第32号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

1 工 事 名	水海道中学校屋内運動場長寿命化工事		
2 契約金額	変更前の金額	213,840,000円	
	変更後の金額	223,128,000円	
	変更による増額	9,288,000円	

提案理由

本案は、平成30年5月定例会議において議決を経た水海道中学校屋内運動場の長寿命化工事請負契約について、変更契約を締結したいので、これを提出する。

平成30年11月28日

議 案
(その2)

11月定例会議

常 総 市

議案第33号

財産の処分について

次のとおり財産を売却したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

1 土地の概要

- (1) 所在地 常総市新石下字芝原1321番18外2筆
- (2) 種 別 学校用地
- (3) 面 積 22,579平方メートル（公簿）

2 建物の概要

- (1) 種 別 校舎，自転車置場，車庫外
- (2) 延べ面積 2,754.72平方メートル（実測）

3 売却の方法 随意契約

4 売却価格 217,360,000円

5 売却の相手方 京都府京都市中京区室町通御池上る御池之町324番地1
株式会社センスタイムジャパン
代表取締役 労 世紅

提案理由

本案は、自動車学校跡地の土地及び建物を売却することについて、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、これを提出する。

議案第34号

財産の処分について

次のとおり財産を売却したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月28日 提出

常総市長 神達 岳志

記

- 1 土地の所在地, 種別及び面積
 - (1) 所在地 常総市水海道高野町字立羽499番1外14筆
 - (2) 種別 宅地及び畑
 - (3) 面積 6,478.88平方メートル（実測）
- 2 売却の方法 随意契約
- 3 売却価格 85,000,000円
- 4 売却の相手方 東京都港区芝浦三丁目13番8号
株式会社東日本トランスポート
代表取締役 齋藤 和男

提案理由

本案は、ポリテクセンター南側市有地を売却することについて、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、これを提出する。

議案第35号

常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を行う施設として市内10箇所に設置している児童クラブについて、玉小児童クラブを新たに加える改正を行うため、これを提出する。

議案第36号

常総市母子家庭等児童学資金支給条例を廃止する条例について

常総市母子家庭等児童学資金支給条例を廃止する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、市独自のひとり親家庭への支援制度である母子家庭等児童学資金支給条例について、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当をはじめとする国の支援制度等の拡充によりその役割を果たしたと認められることから、本条例を廃止するため、これを提出する。